様式第1号

宿　舎　貸　与　申　請　書

令和　　年　　月　　日

　　国 立 大 学 法 人 徳 島 大 学 長　　殿

現住所

所属部課名

職名（級，号棒等）

フリガナ

氏　　　　　　　名

　宿舎の貸与を受けたいので申請します。なお，下記記載の同居者についても，併せて申請します。

　宿舎の使用については，規則の規定及び指示に反しないことを確約します。

１　申請の理由

２　自宅の有無

|  |
| --- |
| 自宅（１戸建ての住宅又は共同住宅の住戸）を　・保有している　　・保有していない |
| （以下該当者が記載）自宅の所在地宿舎貸与の必要性が失われない理由 |

３　同居者

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 年 齢 | 性 別 | 本人との続柄 | 職業（学年） | 備　　　考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
|  |

宿　舎　貸　与　承　認　書

　令和　　年　　月　　日

　上記の申請者に対し，下記のとおり宿舎の貸与を承認します。また，上記同居者についても，併せて承認します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 構　　造 | 所　　　　在　　　　地 | 宿舎名及び戸番 |
|  |  |  |  |
| 専用面積 | 宿舎使用料月額 | 入居日 | 裏面２の貸与の条件参照 |
| ㎡ | 円 | 令和　　年　 月 　日 |  |

（裏面）

 ２　貸与の条件

(1) 被貸与者（宿舎の貸与を受けている者をいう。以下同じ）は，善良な管理者の注意をもって宿舎を使用しなければならない。

(2)　被貸与者は，宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け，若しくは住居の用以外の用に供し，又は承認を受けないで改造，模様替その他の工事を行ってはならない。

(3)　被貸与者は，その責に帰すべき事由により宿舎を滅失，損傷し，又は汚損したときは遅滞なく，これを原状に回復し，修繕に要する費用を負担し，又はその損害を賠償しなければならない。ただし，その滅失，損害又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には，この限りではない。

(4)　宿舎の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は，その該当することとなった日から２０日以内に宿舎を明け渡さなければならない。

イ　職員でなくなったとき。

ロ　死亡したとき。

ハ　本学において当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。

(5)　宿舎の貸与の承認を受けた者は，１の入居日から１０日以内に宿舎に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは，貸与の承認を取り消すことがある。

(6) 被貸与者が宿舎を明け渡す場合には，明け渡す日の１０日前までに明け渡す日を届け出るとともに，宿舎を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし，やむを得ないときは，この限りではない。

(7)　被貸与者は，申請書記載事項のうち，２(自宅保有の有無)について変更が生じた場合には，すみやかに宿舎担当者へ届け出なければならない。

(8)　被貸与者は，新たに主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは，すみやかに宿舎担当者へ届出を行い，学長の承認を得なければならない。

(9) 宿舎の維持管理の必要に基づいて，大学において宿舎の内外を調査するときは，被貸与者は正当な事由なくこれを拒んではならない。

(10) 宿舎では犬，猫，鶏等は飼育してはならない。

(11) 上記のほか，被貸与者は，宿舎の使用についての指示に反してはならない。